

松江市新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託プロポーザル 技術資料、技術提案書等に関する質問事項及び回答

■代表企業応募者

NO	質問箇所	質問事項	回答
1	募集要項 P10 要領 2 提出書類の 記入上の留意事項	「様式番号順に綴り、通しページを余白下中央に付して」とございます。様式、添付書類を含めて、通しページを付すということによろしいでしょうか。	よろしいです。
2	募集要項 P10 要領 2 提出書類の 記入上の留意事項	「ホチキス止め(クリップ止めは認めない)」とございます。提出書類が厚くなり、一綴りでホチキス止めが困難な場合の止め方について、ご教示ください。	ホチキス止めが困難な場合は、書類左側を綴り紐やファスナー等で綴じて提出してください。
3	様式 6～13	記載欄の大きさを、記載事項等は改変しない範囲で、適宜変更してもよろしいでしょうか。	よろしいです。ただし、記載欄の位置の変更や、様式の書類サイズの変更は不可とします。
4	様式 21 裏面 2. 敷地内における 既存建物等について	本館機械室棟の存置理由をご教示ください。	本館機械室棟を残置する理由は、建替対象外としている本館西棟への、非常時における電力供給や原子力災害時における西棟陽圧化に必要な設備が設置され、西棟の機能維持に不可欠であるためです。よって本プロポーザルにおいては、本館西棟および本館機械室棟の解体、建替等を行わず、有効活用することを前提としてご提案ください。ただし、様式 21 裏面に記載のとおり、具体の設計段階では、今後の関係部署との協議等の結果、上記前提条件が変更になる可能性があることも、あわせてご了承ください。
5	松江市庁舎整備 基本計画	本館本棟の南側敷地(現駐車場エリア)に、埋設配管等移設すべきインフラがあればご教示ください。	基本計画の 4-2(1)に記載のとおり、本館本棟敷地の南西側に、四十間堀川放水路の既設暗渠が存在し、この移設はできません。また敷地内には電柱(電力会社所有)や放射能測定用モニタリングポスト等が設置されており、必要に応じて移設が必要です。その他の埋設配管等については、現時点で把握しておらず、詳細については現在測量調査を実施しています。

NO	質問箇所	質問事項	回答
6	松江市庁舎整備基本計画	既存バス停の位置は変更可能と考えてよろしいでしょうか。	バス停の位置は、市役所敷地東側部分とし、現在のバスルート(市道末次中橋線を通行する)の変更がなければ、変えることは可能です。ただし、その際にも、道路構造令や島根県警通達「バス停留所設置位置の基準」(S36.6.17 島交第 1336 号 県警察本部長例規通達)等を遵守してください。また、具体の設計を進める際には、関係各所との協議、調整等が必要となります。
7	松江市庁舎整備基本計画	本館本棟 1 階の市民課戸籍庫は、新庁舎 A 棟の着工に先立ち先行解体可能と考えてよろしいでしょうか。	先行解体することは可能です。
8	松江市庁舎整備基本計画	敷地南側の既設暗渠について、建築制限(施工時の配慮含む)等があればご教示ください。	既設暗渠の移設はできません。 既設暗渠上部には、簡易な工作物(自転車置場程度)や小規模な植栽(低木程度)を設置することは可能です。また、施工時において極端な重量物を既設暗渠上部に載せることはできません。ただし、具体の設計段階では、今後の関係部署との協議等の結果、上記前提条件が変更になる可能性があることも、あわせてご了承ください。
9	松江市庁舎整備基本計画	また同暗渠の維持管理に関して配慮すべき事項があればご教示ください。	暗渠を管理する国土交通省松江堀川浄化ポンプ場建屋の北面および東面には、ポンプ交換作業等のためのスペースとして、各々通路幅 5m 以上のスペースを確保してください。
10	募集要項 P12 要領 2. 9). イ	「設計工程計画については様式 15-2 に基づき作成してください」とありますが、A3 横版片面 1 枚として作成しても宜しいでしょうか。	様式書類の用紙サイズを変更することは不可とします。工程計画作成にあたって、行を増減させる程度の編集は可とします。
11	募集要項 P15 (3). ②. 3)	「ヒアリング出席者は 4 名以内」とありますが、パソコン操作者 1 名も含まれるのでしょうか。	ヒアリング出席者は 4 名以内としており、その人数の中にパソコン操作者等も含まれます。

NO	質問箇所	質問事項	回答
12	<p>その他配布資料 ・現庁舎図面</p>	<p>ホームページにて現庁舎図面を公表を頂いておりますが、インフラ関係の図面(給水、排水、電気、ガスなど)等についても、可能な範囲で公表を頂けないでしょうか。</p>	<p>現庁舎図面等について、現存する図面を市役所にて閲覧することができます。ただし古い図面もあり、必ずしも現地と整合がとれていない部分があること、また民間施設を購入して、庁舎として活用している建物もあり、図面が十分揃っていないものもあることをご了承ください。</p> <p>閲覧できる日時等は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧可能期間: 11月5日(月)～11月9日(金)の9:00～17:00</li> <li>・閲覧場所: 松江市役所内</li> <li>・閲覧方法: 閲覧ご希望の方は、事前に事務局にご連絡いただき、お申し込みください。閲覧日時等詳細をお伝えいたします。</li> </ul> <p>事務局電話番号: 0852-55-5454(松江市新庁舎整備室)</p>
13	<p>募集要項 P2, P15</p>	<p>ヒアリング日時について、P2においては12/12との記載があり、P15では第一次審査後に別途通知との記載があります。ヒアリング開催日については12/12と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ヒアリングの開催日は12月12日です。時間等の詳細については、別途通知します。</p>
14	<p>募集要項 P2, 14</p>	<p>11/15に併せて提出の技術資料と提案書について、第一次審査において、提案書は評価対象外とするお考えでしょうか。</p>	<p>第一次審査においては、技術提案書内容も踏まえて、ヒアリングの対象とする代表企業応募者を選定します。</p>
15	<p>公告 P3、様式13, 14</p>	<p>建築(総合)分野の再委託は禁止との記載がありますが、新たに追加する分担業務分野について、「家具デザイン業務」「インテリアデザイン業務」「サインデザイン業務」「ワークショップコンサルタント業務」についての貴市の見解をお教えてください。</p>	<p>建築(総合)分野の再委託を禁止するのは、本業務の重要な部分である全体の取りまとめや意匠設計等について、受託者が責任をもって直接行うことを求めているためです。その主旨に反しない範囲の中で、かつ、再委託した場合においても、受託者がその内容において責任を持てる場合に限り、主たる業務以外の部分について再委託をすることを可とします。</p>
16	<p>募集要項 P9～10</p>	<p>技術資料の各様式に付する添付書類は1部提出と考えるよろしいでしょうか。</p>	<p>添付書類も15部提出ください。綴り方については、質問NO1を参照ください。</p>

NO	質問箇所	質問事項	回答
17	募集要項 P9～10	各様式に付する添付書類で実績の重複がある場合は、省略して1部に付すると考えてよろしいでしょうか。	重複する実績も省略せず添付してください。
18	募集要項 P10, 13	表紙に指定の様式や記入事項はありますか。	技術資料の表紙については、追加資料1の様式を用いてください。また、技術提案書の表紙は、様式集「(様式16～21)技術提案書」の冒頭に添付しているものを用いてください。いずれも記入を要する事項はありません。
19	様式集	様式中押印が必要な書類はない様ですが、表紙に代表印が必要でしょうか。	様式、表紙とも代表印等は不要です。
20	様式5 企業の技術者・資格	職員数について、競争入札参加資格で登録されている支社での人数か、全社での人数かご教示ください。	全社での人数を記入ください。
21	基本計画 17 頁	松江市庁舎の各課の人員構成について、ご提示頂けないでしょうか。	市役所本庁舎の各課の人員構成は、追加資料2のとおりです。
22	基本計画 18 頁	敷地外駐車場の56台は工事が完了した後も使用可能かご教示ください。	使用はできません。
23	基本計画 19 頁	駐車台数を検討するに当たり、(最大滞留量の近似的計算法)で「窓口部門」と「窓口以外の部門」それぞれの滞在時間を何分に設定したかご教示ください。	窓口部門の滞在時間は20分、窓口以外の部門の滞在時間は60分で設定しています。
24	基本計画 22 頁	新庁舎建設対象敷地にあります既設暗渠部分に、植栽あるいは工作物等を設置することは可能かご教示ください。	質問NO8の回答のとおりです。

NO	質問箇所	質問事項	回答
25	その他配布資料	敷地図及び現庁舎図面の CAD データを頂くことは可能でしょうか。	<p>配布資料として公表している現庁舎の配置図および平面図の CAD データ (DXF)を、本プロポーザルへの参加資格があることの通知を受けた代表企業応募者で、下記方法にて直接お渡しすることができる方に限り、CD にてお渡します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け渡し期間： 11 月 5 日(月)～11 月 9 日(金)の 9:00～17:00</li> <li>・受け渡し場所：松江市役所新庁舎整備室</li> <li>・お申込み方法：ご希望の方は、事前に事務局にご連絡いただき、お申し込みください。CD をお渡しする日時等詳細をお伝えいたします。</li> </ul> <p>事務局電話番号：0852－55－5454(松江市新庁舎整備室)</p>
26	その他配布資料	西棟の利用継続に伴い、現況の断面図等を参照したいのですが、ご提示頂けますでしょうか。	追加資料 3 のとおりです。
27	その他配布資料	既存建物におけるエネルギー使用量を参考にいただけませんか。	追加資料 4 のとおりです。
28	その他配布資料	既存建物の基礎形状、杭種、杭位置、杭径、杭深さを建替対象外の本館西棟を含みご教示ください。	既存建物の基礎形状等について、現存する図面等より把握できるのは、追加資料 5 のとおりです。

■市内企業応募者

NO	質問箇所	質問事項	回答
1	募集要項 P17 要領 2 ⑥	技術提案書に表紙を付してとありますが、表紙のタイトルや書体等は自由ということよろしいですか。	表紙は、様式集「(様式 26)技術提案書」の冒頭に添付しているものを用いてください。
2	募集要項 P18 13 1) ①	ヒアリングを実施とあり、詳細な内容は改めてとのことですが、ヒアリングはプロジェクターが使えますか。また、内容は技術提案書の内容のみ等の決まりがあれば教えてください。	ヒアリング内容や手法等については、選定委員会にて選定された代表企業応募者の優先交渉権者によって決められるため、プロジェクターの使用の可否も含めた、ヒアリング内容や手法等の詳細が決まり次第、速やかに市から通知します。また、ヒアリングに際しては、市は実施場所を設定し、ヒアリングに立ち合います。
3	募集要項 P6～7 7 参加手続等 (2)①②	プロポーザル実施スケジュールについて、①代表企業応募者では平成 30 年 12 月中旬に設計共同企業体の結成と記載しており、②市内企業応募者では 12 月下旬と記載してありますが、どちらが正しいでしょうか。	代表企業最優秀者と市内企業優秀者による設計共同企業体の結成は 12 月下旬を予定しています。